

学 則 (新)

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 本学院は教育基本法および学校教育法に基づいて教育・社会福祉専門課程を設置し、社会福祉に関する専門職員になろうとするものに対し、必要な知識と技能を修得させ、キリスト教精神により円滑な人格と豊かな情操を養い、社会福祉事業に献身する事のできる有能な人材を育成する事を目的とする。

(名 称)

第 2 条 本学院は京都保育福祉専門学院という。

(位 置)

第 3 条 本学院の位置を京都市西京区榎原百々ヶ池 3 番地に置く。

(学校評価)

第 4 条 本学院は、その教育の一層の充実を図り、本学院の目的及び社会的使命を達成するため、本学院の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら点検及び評価（以下「自己評価」という。）を行い、その結果を公表するものとする。

② 本学院は、自己評価結果を踏まえ、本学院の関係者等による評価（以下「学校関係者評価」という。）を行い、その結果を教育活動等に活用するとともに公表するものとする。

③ 前 2 項に定める自己評価及び学校関係者評価の実施並びに結果の公表について必要な事項は、別に定める。

第 2 章 課程・学科・修業年限・定員並びに休業日

(課程・学科・修業年限・定員)

第 5 条 本学院の課程・学科・修業年限・定員は次の通りとする。

| 課 程 名 | 学 科 名 | 修業年限 | 入学定員 | 一学年学級数 | 総定員数 |
|---------|-------|------|-------|--------|-------|
| 教育・社会福祉 | 保育科 | 2 年 | 100 名 | 2 | 200 名 |
| 専門課程 | 介護福祉科 | 2 年 | 40 名 | 1 | 80 名 |

(学年・学期)

第 6 条 学年は 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 3 1 日に終わる。

② 学年をわけて、次の 2 学期とする。

前期 4 月 1 日から 9 月 3 0 日まで

後期 1 0 月 1 日から 3 月 3 1 日まで

(休業日)

第 7 条 本学院の休業日は次の通りとする。ただし、学院長が必要と認める場合には休業日を変更することができる。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律 178 号）で規定する休日
- (3) 夏季休業 8 月 1 日から 8 月 31 日まで
- (4) 冬季休業 12 月 25 日から 1 月 7 日まで
- (5) 春季休業 3 月 26 日から 4 月 5 日まで
- (6) 開校記念日 1 月 17 日

第 3 章 教育課程・授業時間数、並びに教職員組織

(教育課程・授業時間数)

第 8 条 本学院の教育課程及び授業時間数は次の通りとする（内訳は別紙の通り）

| 課程 | 学科名授業科目 | | 週授業時間数 | | 年間授業時間数 | |
|--------------------------|---------|-------------------|--------|------|---------|-------|
| | | | 1 年 | 2 年 | 1 年 | 2 年 |
| 教育・ 専門課程 ・ 社会福祉 | 保育科 | 教養科目 | 7.0 | 3.0 | 210 | 90 |
| | | 保育の本質・目的の理解に関する科目 | 6.0 | 3.0 | 180 | 90 |
| | | 保育の対象の理解に関する科目 | 3.0 | 4.0 | 90 | 120 |
| | | 保育の内容・方法に関する科目 | 13.0 | 13.0 | 390 | 390 |
| | | 保育実習 | 4.0 | 8.0 | 120 | 240 |
| | | 総合演習 | 0.0 | 2.0 | 0.0 | 60 |
| | | 計 | 33.0 | 33.0 | 990 | 990 |
| | 介護福祉科 | 人間と社会 | 6.0 | 4.0 | 180 | 120 |
| | | 介護 | 23.0 | 26.1 | 690 | 783 |
| | | こころとからだのしくみ | 7.0 | 4.0 | 210 | 120 |
| | | 計 | 36.0 | 34.1 | 1,080 | 1,023 |

- ② 1 授業時間を 50 分とし、課程の修了までに総授業時間数、保育科 1710 時間以上、介護福祉科 2103 時間を履修しなければならない。
- ③ 欠課時数が本学院規定の時数である 4 分の 1 を超えた者は、当該科目の単位を取得することができない。
- ④ 単位取得の認定は試験による、試験は筆記試験、口答試験、論文その他によるものとし、100 点をもって最高とする。単位取得は 60 点以上とする。

(始業・終業)

第 9 条 本学院の始業及び終業の時刻は次の通りとする。

午前 8 時 50 分から 午後 6 時 20 分まで

(教職員組織)

第10条 本学院に次の教職員をおく。

- (1) 学院長
- (2) 教 員 10名以上
- (3) 講 師 20名以上
- (4) 事務職員 4名以上
- (5) 校 医 1名以上

②学院長は校務を掌り所属職員を監督する。

第4章 入学・転入学・休学・退学・卒業並びに賞罰

(入学資格)

第11条 本学院の入学資格は次の通りとする。

学校教育法第90条により大学に入学することができる者

(入学時期)

第12条 本学院の入学時期は次の通りとする。

4月

(入学手続・許可)

第13条 本学院に入学しようとする者は、本学院の定める入学願書及びその他の書類に必要事項を記入の上、入学選考料を添えて出願しなければならない。

- ② 前項の手続を終了した者に対して入学試験を行い、入学者を決定する。
- ③ 本学院に入学を許可された者は、入学許可の日から10日以内に入学金を納付し同期間内に入学手続きをとらなければならない。

(転入学)

第14条 介護福祉科においては、転入学（編入を含む）を認めない。

(休 学)

第15条 学生が疾病、その他やむを得ない事由によって、3ヶ月以上休学する場合は、所定の休学願を提出し、学院長の許可を受けなければならない。

- ② 前項の者が復学しようとする場合は、届け出て復学することができる。

(退 学)

第16条 退学しようとする者は、所定の願書を提出して、学院長の許可を受けなければならない。

(卒業証書)

第17条 第5条に定めた期間在学し規程の授業時間数を修得した者は卒業を認定し卒業証書を授与する。

- ② 介護福祉科については、卒業にあたり、社団法人日本介護福祉士養成施設協会卒業時共通試験を受験しなくてはならない。

(称号の授与)

第18条 前条により、専門課程（保育科及び介護福祉科）を修了した者には専門士（教育・社会福祉専門課程）の称号を授与する。

(資格)

第19条 本学院卒業生は、保育科にあつては保育士となる資格を有する者となることができる。介護福祉科にあつては介護福祉士となる資格を有する者となることができる。

(ほう賞)

第20条 成績優秀にして他の模範となる者は、これをほう賞することができる。

(懲戒)

第21条 学院長は、本学院の規則に違反したり、本学院の学生の本分に反する行為があつた場合等において、教育上必要と認められる場合には、教職員会議に諮り学生に対し次の処置をとることが出来る。

- ② 処置の種類は、訓告、停学及び退学とする。
- ③ 退学は次の各号に該当する場合にこれを命ずる。
 - (1) 性向粗暴で改善の見込みがないと認められる者。
 - (2) 学力不足で成業の見込みがないと認められる者。
 - (3) 正当な理由がなくて出席が常でない者。
 - (4) 学院の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者。

(入学選考料・入学金及び学費)

第22条 入学選考料・入学金及び学費は次の通りとする。 (年額 円)

| 課 程 | 学科名 | 入学選考料 | 入学金 | 授業料 | 施設費 | 実習費 |
|---------------------|-------|--------|---------|---------|---------|---------|
| 教育・ 社会福祉 専門課程 | 保育科 | 20,000 | 170,000 | 605,000 | 200,000 | 120,000 |
| | 介護福祉科 | 20,000 | 220,000 | 573,000 | 200,000 | 120,000 |

第23条 既に納付した入学選考料・入学金及び学費の納付金は、返還しない。休学の場合は、その期間、指定された納付金を納めなければならない。

第5章 健康診断

(健康診断)

第24条 健康診断は毎年1回別に定めるところにより実施する。

第6章 附帯教育事業

(附帯教育事業)

第25条

附帯教育事業として次のとおり別科を設置する。

| 科名 | 昼夜別 | 修業年限 | 授業時間数 | 総定員 | 入学金・授業料 |
|---------|-----|------|-------|-----|---------|
| 保育福祉専修科 | 昼 | 1年 | 別紙の通り | 40人 | 別紙の通り |

② 別科の教育課程その他必要事項は別に定める。

第25条の2

附帯教育事業として次の通り別科を設置する。

| 課程 | 種類 | 修学年限 | 受講時間数 | 総定員 | 受講料 |
|------------------|------|------|-------|-----|-------|
| 介護福祉士 実務者研修課程 | 通信課程 | 6ヶ月 | 別紙の通り | 80人 | 別紙の通り |

② 研修課程の学則及び教育課程その他必要事項は別に定める。

第7章 雑 則

(雑則)

第26条 この学則の施行に必要な細則は学院長が定める。

附 則

- 1、この学則は1995年2月2日から実施する。
- 2、この学則は1997年4月1日から実施する。
- 3、この学則は1998年4月1日より実施する。
- 4、この学則は2000年4月1日より実施する。但し第20条の規定にかかわらず、2000年4月1日前に入学した者については、なお、従前の例による。
- 5、この学則は2001年4月1日より実施する。
但し2001年4月1日前に入学した者については、なお、従前の例による。
- 6、この学則は2002年4月1日より実施する。
但し2002年4月1日前に入学した者については、なお、従前の例による。
- 7、この学則は2003年4月1日より実施する。
但し2003年4月1日前に入学した者については、なお、従前の例による。
- 8、この学則は2005年4月1日より実施する。
但し2005年4月1日前に入学した者については、なお、従前の例による。
- 9、この学則は2007年4月1日より実施する。
但し2007年4月1日前に入学した者については、なお、従前の例による。

- 10、この学則は2008年4月1日より実施する。
但し2008年4月1日前に入学した者については、なお、従前の例による。
- 11、この学則は2009年4月1日より実施する。
但し2009年4月1日前に入学した者については、なお、従前の例による。
- 12、この学則は2011年4月1日より実施する。
但し2011年4月1日前に入学した者については、なお、従前の例による。
- 13、この学則は2014年4月1日より実施する。
但し2014年4月1日前に入学した者については、なお、従前の例による。
- 14、この学則は2015年4月1日より実施する。
但し2015年4月1日前に入学した者については、なお、従前の例による。
- 15、この学則は2015年10月1日より実施する。
但し2015年4月1日前に入学した者については、なお、従前の例による。
また、24条の2に定める附帯教育事業については、別に定めるものとする。
- 16、この学則は2016年4月1日より実施する。
但し2016年4月1日前に入学した者については、なお、従前の例による。
- 17、この学則は2019年4月1日より実施する。
但し2019年4月1日前に入学した者については、なお、従前の例による。
- 18、この学則は2019年10月1日より実施する。
- 19、この学則は2020年4月1日より実施する。
但し2020年4月1日前に入学した者については、なお、従前の例による。
- 20、この学則は2021年4月1日より実施する。
但し2021年4月1日前に入学した者については、なお、従前の例による。
- 21、この学則は2022年4月1日より実施する。
但し2022年4月1日前に入学した者については、なお、従前の例による。